



被扶養者が就職したら 扶養の取消手続きが必要です。

4月は異動の多い時期です。
被扶養者の状況に変化はありませんか？
「被扶養者が就職した」、「雇用の形態が変わった」、
「時給が上昇した」等により扶養の要件を満たさなくな
っていませんか？



扶養の要件を満たさなくなった場合には、自動で扶養の取
消にはなりません。
共済組合への届け出が必要です。
共済事務担当課を通じて扶養の取消書類を提出ください。

※被扶養者が取消対象となった場合には、取消書類と同時に被扶養者証の返納をお願いします。万が一被扶養者の要件を満たさなくなっても、被扶養者証を医療機関等で使用をした場合には、要件を満たさなくなった以後に使用された医療費を返還いただくこととなります。このようなことを防ぐためにも、被扶養者証は取消書類と同時に返納していただきますようお願いいたします。

※別居の被扶養者の方の雇用形態等の変化にもご注意ください。認定要件を満たしている場合でも、仕送り額に変更が生じている可能性もあるためご注意ください。